

第5章

計画を推進するために



計画を
推進するための
・評価指標の設定
・目標値
などをお伝えします。

1. 評価指標の設定

第3次計画では、基本理念の実現に向け、3つの基本目標と、7つの基本方針、15の施策を掲げ体系化し、施策を推進していくこととしています。

計画を着実に実行していくためには、施策の進捗状況を把握する必要があることから、市の最上位計画である総合振興計画と連動した数値を主として、施策ごとに進捗の目安となる評価指標を設定しました。

■基本目標1 市民の主体的な参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

項目		現状値	目標値
基本方針1-1 一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり			
施策 1-1-1	★地区版福祉SOSゲームの研修会実施件数	0件	50件 (令和7年度までの合計)
施策 1-1-2	認知症サポーター養成数	4万1,229人 (今までの合計)	6万3,000人 (令和7年度までの合計)
基本方針1-2 みんながつながりをもてる地域づくり			
施策 1-2-1	老人福祉センターの利用者数	29万人 (1年間の利用者数)	30万人 (1年間の利用者数)
施策 1-2-2	自治会加入世帯数	9万7,999世帯	10万世帯

■基本目標2 適切な支援を受けられるための包括的な支援体制を強化します

項目		現状値	目標値
基本方針2-1 連携・協働による支援の輪づくり			
施策 2-1-1	地域包括支援ネットワーク協力事業所数	464か所	530か所
施策 2-1-1	★地域福祉に関わる関係団体の交流・連絡の機会の創出	なし	設置・運用
基本方針2-2 社会的な孤立を防ぎ、支援につなぐ仕組みづくり			
施策 2-2-1	地域包括支援センター設置数	11か所	13か所
施策 2-2-2	民生委員・児童委員相談支援件数	1万件 (1年間の相談件数合計)	1万件以上 (1年間の相談件数合計)
施策 2-2-3	成年後見制度にかかる中核機関の設置数	なし	1件
基本方針2-3 福祉サービスの更なる充実・向上に向けた環境づくり			
施策 2-3-1	地域包括支援センターを知っている人の割合	64.1%	80%
施策 2-3-2	福祉施設・事業所への集団指導の実施率	現在調整中	

- ・「現状値」は令和元年度末時点、「目標値」は令和7年度末時点での数値を示しています。
- ・★マークは、第3章で示している「重点事業」に該当する取り組みです。

■基本目標3 一人ひとりがいつまでも自分らしく安全・安心に暮らせる地域をつくります

項目		現状値	目標値
基本方針3-1 多様な生活課題への支援に向けた体制づくり			
施策3-1-1	自立相談支援事業により自立に向けた改善が見られた割合	未集計	90%
施策3-1-1	子どもの学習・生活支援事業参加率	29.7%	40%
施策3-1-2	★庁内連携会議の設置・運用	なし	設置・運用

項目		現状値	目標値
基本方針3-2 福祉のまちづくり			
施策3-2-1	自主防災組織のカバー率	90.7%	92.5%
施策3-2-2	公共交通の満足度	66%	70%
施策3-2-3	セーフティネット住宅登録戸数	1戸	13戸

2. 進行管理と評価

第3次計画を実践し地域福祉を推進していくためには、定期的に施策の進捗状況を確認し、評価を行いながら進めていくことが重要です。そこで、関係各課は評価指標に対する進捗状況を毎年度把握し、越谷市社会福祉審議会の地域福祉専門分科会（社会福祉事業従事者・学識経験者・公募の市民等で構成）へ報告します。

地域福祉専門分科会では、市からの事業の進捗状況の報告を踏まえ、計画の進捗状況を把握し進行管理を行うため、3つの基本目標ごとに施策の評価を行います。市はその評価を踏まえ、施策・事業の見直し、改善を行い、次年度以降の施策・事業の実施に活かしていきます。

また計画の進行管理や評価の状況については、ホームページ等を通じて、市民に周知・公表します。

なお、今後も本市の動向及び社会経済情勢や福祉環境等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の修正・見直しを行います。



3. 計画の推進に向けて

前述のとおり、近年、地域住民の日常生活における課題が複雑・多様化する中、国では、来る2025年、2040年を見据え、「地域共生社会の実現」に向けた取り組みを進めています。平成29年6月に社会福祉法を改正（平成30年4月施行）し、市町村は、地域の実情を踏まえたうえで、この実現に向けた取り組みを進めることとされました。この度策定した第3次計画は、本市における「地域共生社会の実現」に向けた方策を示す計画と言えます。

国は、「地域共生社会の実現」に向けた具体的な方策として、①地域の課題解決力の強化と②包括的な相談支援体制の構築、③福祉関連分野との連携による解決が困難な問題への対応の3つを掲げています。第3次計画では、これまでの取り組みを検証するとともに、市民アンケート調査などの様々な市民参加の取り組み、さらには法改正などの国や県の動向なども踏まえ、国が示す具体的な方策に対応する形で基本目標を3つに整理し、施策を体系化しました。この3つの基本目標を達成するための具体的な取り組みとして、基本目標ごとに重点事業を設定しました。この3つの重点事業（①地区版福祉SOSゲームの実施、②多機関連携体制の強化、③庁内連携体制の強化）を着実に進めていくことを中心として、本市における「地域共生社会の実現」に向けた取り組みを進めていきます。

また、令和2年6月においても社会福祉法が改正（令和3年4月施行）され、重層的支援体制整備事業が示されました。この重層的支援体制整備事業は、市町村の「地域共生社会」の実現に向けた取り組みをより一層促進するための具体的な手法です。この事業は①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続支援事業）②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施するものです。地域に身近なところで、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった相談者の属性を問わず、まずは包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した問題について対応できるよう、必要な支援が届いていない方に対し、アウトリーチ等により、問題解決に至るまで継続的に関わり続ける伴走型支援を行うものです。これにより、誰一人取り残さない、きめ細かな個別支援を通じて、「地域共生社会の実現」を目指すものです。第3次計画の策定時点では、詳細がはっきりと示されていない部分もありますが、第3次計画で掲げた重点事業をはじめとする様々な取り組みは、この重層的支援体制整備事業の目指す方向性と軌を一にするものであることから、この事業の実施については、計画を着実に推進していく中で検討していきます。

「重層的支援体制整備事業 3つの具体的手法」イメージ図



